

### 第 3 9 号議案

足立区竹の塚鉄道立体化資金積立基金条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区竹の塚鉄道立体化資金積立基金条例の一部を改正する条例  
足立区竹の塚鉄道立体化資金積立基金条例（平成 1 7 年足立区条例第  
5 7 号）の一部を次のように改正する。

題名中「鉄道立体化」の次に「及び関連都市計画事業」を加える。

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 竹ノ塚駅付近の鉄道立体化及びこれに関連する都市計画法（昭  
和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 4 条第 1 5 項に規定する都市計画事業（  
以下「関連都市計画事業」という。）の資金に充てるため、足立区竹  
の塚鉄道立体化及び関連都市計画事業資金積立基金（以下「基金」と  
いう。）を設置する。

第 6 条中「鉄道立体化」の次に「及び関連都市計画事業」を加える。

付 則

この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

基金の設置目的を拡大するとともに、規定を整備する必要があるので、  
この条例案を提出いたします。